別表十(十一)
8欄及び23欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十(十一)　平二十三・六・三十以後終了事業年度分

Ⅰ　特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円		税引前当期純利益金額	9	円
	超過分配額	2					
	利益の分配の額 (1)－(2)	3					
分配可能利益の額 (16)		4					
(4) × $\frac{90}{100}$		5		の額の計算	差引計 (9)－(10)－(12) (マイナスの場合は0)	13	
(1)が(5)を超える場合の(3)の額		6			超過分配額 (2)	14	
所得金額総計 (別表四「37の①」)		7			超過分配事業年度後に(14)に充てられた金額	15	
利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((6)と(7)のうち少ない金額)		8			分配可能利益の額 (13)＋(14)－(15) (マイナスの場合は0)	16	

8欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の3の2第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の3の2第1項」
②区分番号に、「00379」又は、「00282」
③適用額欄に、当該別表十(十一)8欄の金額(円単位)
を記載してください

Ⅱ　特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	17	円		税引前当期純利益金額	24	円
	超過分配額	18					
	収益の分配の額 (17)－(18)	19					
$\frac{(17)}{(31)}$		20					
(20)が$\frac{90}{100}$を超える場合の(19)の額		21	円	の額の計算	分配可能収益額 (24)－(25)－(27) (マイナスの場合は0)	28	
所得金額総計 (別表四「37の①」)		22			超過分配額 (18)	29	
収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((21)と(22)のうち少ない金額)		23			超過分配事業年度後に(29)に充てられた金額	30	
					分配可能収益の額 (28)＋(29)－(30)	31	

23欄

特定投資信託に係る受託法人の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の3の3第1項」
②区分番号に、「00283」
③適用額欄に、当該別表十(十一)23欄の金額(円単位)
を記載してください

法　0301－1011